

2025 年 10 月 24 日

東京都港区長 清家 愛 様

特別区道 1107 号線の銀杏並木保全等に関する協議の場の設置のお願い

神宮外苑地区再開発の再考を願う建築・造園・都市計画・環境の専門家有志

石川幹子（東京大学名誉教授）

糸長浩司（元日本大学教授）

岩見良太郎（埼玉大学名誉教授）

大方潤一郎（東京大学名誉教授）

原科幸彦（東京科学大学名誉教授、

千葉商科大学名誉教授・前学長）

藤本昌也（日本建築士会連合会名誉会長）

松隈 洋（神奈川大学教授）

専門家有志 HP <https://www.jingugaiensenmonka.com/>

私たち専門家有志は、神宮外苑の文化的資産及び環境の保全を求め、2023 年 3 月以来、建築・造園・都市計画・環境政策等の 420 人の専門家の署名をもとに「施行認可の撤回及び環境影響評価の継続審議」を求める要請書を三度にわたり都知事、都議会議長及び環境影響評価審議会会長に提出してきました。また、文部科学大臣に対して、日本ラグビーの聖地として愛されてきた秩父宮ラグビー場の保全を求める要請書を出すなど活動を続けています。一方、2023 年 9 月には国際記念物遺跡会議（イコモス）は「神宮外苑は世界の公園の歴史にも例のない文化的資産」としてヘリテージアラートを発出し、再開発の中止と環境アセスメントのやり直し、名勝指定を求め、事業者、東京都及び日本政府に対して回答するよう要請したところです。しかし、いずれに対しても、未だ回答がありません。

都心における貴重な公共空間である神宮外苑において、銀杏並木は今後も護るべき象徴的な歴史的文化的な存在です。この神宮外苑の貴重な銀杏並木の保全において、現在、港区の判断が非常に重要となっています。

事業者は、4 列銀杏並木の途中から西側の秩父宮ラグビー場へ続く特別区道の 2 列銀杏並木は保全については、環境影響評価書等の中で「移植の可否を検討する。」としているだけで、その具体的な保全計画を未だ示していません。

また、事業者が 2024 年 9 月 9 日に公表した事業計画の「見直し案」では、4 列の銀杏並木保全の観点から新野球場を当初計画案からさらに 10m セットバックする方針が示されていますが、特別区道 1107 号線の銀杏については、なんら具体的な移植計画が示されていません。さらに、2025 年 9 月 26 日に認可された市街地再開発事業の第 1 回事業計画変更について公開されている資料「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業施行地区及び設計の概要を表示する図書（第 1 回事業計画変更）」^{*1}においても、港区の特別区道第 1107 号線の銀杏の保全に関しての特段の言及はありません。加えて、新野球場の計画案は当初のまま

で、10m のセットバックもされておられません。これは、港区が事業者に与えた「公共施設管理者の同意書」に付された条件を満たす計画案とは認めがたいものとなっています。

この「公共施設管理者の同意書に付された条件」とは以下のようなものです。

港区長は、三井不動産等神宮外苑地区第一種市街地再開発事業者に対して「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の事業計画に係る公共施設の同意について(回答)」(4 港街土第 1181 号 令和 4 年 12 月 27 日)^{*2}という書類を与えていますが、その同意にあたって 16 項目の「協議条件」を付しています。その中でも重要な項目は次の 2 項目です。

「(10) 特別区道第 1107 号線の銀杏については、申請者の責任において厳に保全に努めてください。」

「(14) 施設建築物の計画については、銀杏並木を中心とした景観への配慮や銀杏並木の保全について、港区と別途協議してください。」

以上のことを踏まえ、私達は、建築・造園・都市計画・環境の専門家の立場から、港区が早急に以下の施策を実施されることが望ましいことを進言いたします。

- ① 銀杏並木を適切に保全しなければ港区としては本事業計画を認めることはできない旨を事業者に明確に通知すること。
- ② 銀杏並木の保全計画の適切性に関する区長意見を形成するため、区長のもとに区民や都民、事業者等のステークホルダーと専門家が協議する場を設置すること。

(出典)

*1 https://www.city.minato.tokyo.jp/documents/133691/jinguugaien_sekoutikusekkeigaiyou.pdf

*2 神宮外苑地区第一種市街地再開発事業の施行認可申請書類中の「都市再開発法施行規則第 1 条の 7 第 1 項に規定する書類：(2)法第 7 条の 12 の同意を得たことを証する書類」の中に含まれる書類（情報公開請求により入手）。